【255】

| | |
|---|---|
| 氏　名（本籍） | 大　江　由　香（長 野 県）<br>（おお え ゆ か） |
| 学 位 の 種 類 | 博　　士（学　　術） |
| 学 位 記 番 号 | 博　甲　第　5069　号 |
| 学位授与年月日 | 平成 21 年 3 月 25 日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当 |
| 審 査 研 究 科 | 人間総合科学研究科 |
| 学 位 論 文 題 目 | **性犯罪少年の類型の作成に関する研究**<br>－処遇モデルの考案に向けて－ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 主　査 | 筑波大学教授 | 博士（医学） | 大久保　一　郎 |
| 副　査 | 筑波大学講師 | Ph. D. | 堀　越　　勝 |
| 副　査 | 筑波大学講師 | 博士（医学） | 森　田　展　彰 |
| 副　査 | 筑波大学講師 | 博士（医学） | 堀　　孝　文 |

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

（目的）

近年重大な性犯罪が相次いだことを機に，性犯罪に対する社会的な関心や性犯罪者に対する処遇を求める声が高まり，法改正や刑務所での性犯罪者処遇プログラムの始動など，司法・矯正の分野で大規模な改革が行われたが，性犯罪少年に関しては，制度上の問題など様々な理由によって，成入の性犯罪者に対して行われているような専門的な処遇の枠組みは導入されず，性犯罪少年に対する研究もいまだ積極に行われる兆しがない。

また，性犯罪少年に対する処遇の機会を増やすことに加え，効果的な処遇プログラムを開発する必要もあるが，少年の多様性を考慮した研究はいまだ少なく，どのような性犯罪少年が再非行し，どのような性犯罪少年にどの処遇プログラムを用いるべきかは明らかになっていない。

そこで，本研究では日本の性犯罪少年の特徴を調べるとともに，性犯罪少年を類型化し，類型ごとに特性や再非行の傾向を調べることと，各類型の特性に適した処遇モデルを考案することを目的としている。

（対象と方法）

本研究は，レトロスペクティブ研究とヴィネット研究の計 7 つの個別研究から構成されている。

研究 1 ～ 3 のレトロスペクティブ研究では，過去数年間に性非行で少年鑑別所に入所した男子少年を対象に，同所で保管されている書類から必要な情報を抽出し，性犯罪少年の心理面や行動面での特徴や，再非行傾向が調査されている。さらにここで得られた性犯罪少年の特性を元に，類型化が試みられた。実施にあたり，少年鑑別所長に研究実施許可と，筑波大学大学院人間総合科学研究科学倫理委員会の承認を得ている。

研究 4 ～ 7 のヴィネット研究では，少年鑑別所で勤務する非行臨床を専門とする心理職に性犯罪少年の架空の事例を記載したヴィネット・カードを提示し，レトロスペクティブ研究で得た類型の臨床的妥当性の検証と，各類型群の処遇方針などに関する専門家の意識の集約が試みられている。

（結果）

研究 1 でほ，性犯罪少年の大半は，同年代あるいは年上の見ず知らずの女性に対して軽微な性非行を行う傾向があること，常習的に性非行に及ぶ者と一般的な非行性が進んだ者とは異なる集団である可能性が示唆

された。

研究 2 では，J-SOAP- Ⅱ（Juvenile Sex Offender Protocol- Ⅱ：Prentky ＆ Righthand，2003）の日本の性犯罪少年への適用と，性犯罪少年を類型化する際にその下位尺度の適用が確認された。

研究 3 では，J-SOAP- Ⅱの下位尺度を用いて性犯罪少年を類型化し，資質的・環境的な特性や再非行リスクが異なる 3 類型が示された。1 つは「反社会的・衝動的群」であり，感情的・衝動的な群で，健全な社会から離反して不良交友に傾斜し，広範囲にわたる非行を繰り返す一環として性非行にも及ぶ傾向があった。2 つめは「非社会的・性固執群」であり，神経質でひがみっぽく，一見社会適応しているように見えて，実際は社会的に孤立しており，一貫して性非行を反復する傾向があった。3 つめは「一過的 / 潜伏群」であり，性非行並びに性非行以外の非行を再犯するおそれは小さく，目立った特徴はない群であり，そうした特徴のなさは同群の健全な側面を表していると考えられた。その一方で，同群には，本件によって性への固執が強化され，再非行に至るリスクが潜在している可能性が残されていた。

研究 4 では，研究 3 で得た 3 類型の臨床的妥当性を確認するために，非行臨床に携わる心理学の専門家に性犯罪少年の架空の 6 事例を提示し 3 群に分類してもらい，その結果，非行臨床家もこの 3 類型を支持することが分かり，同類型の臨床的な妥当性が認められた。

研究 5 では，3 類型の再非行傾向が臨床的感覚に照らして妥当なものかを確認するために，研究 4 と同じ対象者に研究 4 と同じ架空の 6 事例を提示し，臨床経験に基づいて再非行のリスクを 7 件法で査定してもらった。その結果，「非社会的・性固執群」に該当する架空事例が最も性非行を再犯しやすく，「反社会的・衝動的群」に該当する事例が最も性非行以外の非行を再犯しやすいと査定され，研究 3 の結果が支持された。

研究 6 では，3 類型を処遇する際，重点的に処遇すべき事項を非行臨床家に自由に回答してもらった。その結果，「反社会的・衝動的群」には感情統制や非行性・不良交友など，「非社会的・性固執群」には性への固執や対人関係の苦手さ，「一過的 / 潜伏群」にはストレスの対処法についての処遇の重要性が示された。

研究 7 では，非行臨床家に性犯罪少年が少年院など矯正施設に収容された際，処遇場面で頻繁に観察される行動を記載したカードを提示し，どのカードがどの類型において典型的な行動パターンかを調べた。その結果，「反社会的・衝動的群」と「非社会的・性固執群」はどちらも自己改善に対する意欲や共感性に乏しかったが，特に反社会的･衝動的群は反発あるいはやる気のない態度を示す者と表面適応する者に分かれ，「非社会的・性固執群」は消極的な態度を示したり，表面適応して，他者とのかかわりを極力避けようとする傾向がうかがえた。「一過的 / 潜伏群」は処遇場面では目立った問題を示さないと非行臨床家が評価しており，同群の問題行動が健全な部分によって補てんされている可能性が示唆された。

これらの研究結果を総括すると，性犯罪少年は，資質的･環境的な特性や再非行リスクが違うだけでなく，処遇場面での行動傾向や処遇の重点事項も異なっていた。これほど 3 類型の特性に明確な差異があると，類型ごとに処遇方法を変えた方が，処遇効果を最大限にまで高められると考えられた。

（考察）

研究 3 で得た性犯罪少年の 3 類型のうち，特に再非行に至るリスクが大きく，処遇に対する動機付けに乏しい「反社会的・衝動的群」と「非社会的・性固執群」の処遇を効果的・効率的に行うには，第 1 に少年の特性ごとに分けて処遇すること，第 2 にリスク，ニーズ，反応性の 3 大処遇原則に加えて，動機付けを高めるための優先事項，動機付けの手掛かりの 2 方略を加えた処遇方針を定めることが重要と考えられた。

性犯罪少年の 3 類型に適した理想的な処遇モデルとして，「反社会的･衝動的群」と「非社会的･性固執群」の両群には，処遇の最初の段階で，集団の凝集性を利用して，丁寧に処遇への動機付けを行うことが必須と考えられた。ただし，「非社会的・性固執群」には性非行に特化し，性非行を反復する傾向を改善する処遇

を行い，一方の「反社会的・衝動的群」には性に対する価値観や認知のゆがみを是正しながら，性非行だけでなく非行や不良交友全般に対する指導を行う必要があると考えられた。「一過的 / 潜伏群」には，処遇前アセスメントを慎重に行い，処遇の際，不必要な教育によって性非行を学習・強化してしまわないように留意しながら，自分の非行を十分反省させ，ストレスを貯めない生活スタイルやストレスをうまく発散する方法を身に付けさせることが望まれた。

この処遇モデル案は，性犯罪少年を単一的な群として扱わず，特性の異なる群ごとに適切な処遇方針の目安を示し，更に，処遇効果を高めるために動機付けに重点を置いたという点で既存の処遇モデルとは異なるものであった。この処遇モデル案は，既存の少年矯正システムの基盤に適用しやすいように考案されたものでもあり，実務での利用可能性を考慮したという点でも評価できるものであった。

（結論）

日本における性犯罪少年の研究は発展途上の段階にあり，特に性犯罪少年の処遇方法については，積極的に研究されてこなかった分野であることから，日本の性犯罪少年の特性や，性非行の再犯に関係するリスク要因を確認し，性犯罪少年を類型化して，各群に適した処遇方針を考案したことは，社会的にも学術的にも有意義と考えられた。

ただし，本研究のサンプルに偏りがあることは否めない上，処遇モデルの妥当性や処遇効果を検証するには至っていないため，本研究のリミテーションを踏まえた上で，今後も性犯罪少年に対する処遇についての実証的な研究を続けていく必要がある。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は一定の少年鑑別所内の性犯罪少年のみを対象としたため，解析したデータが少数であること，また処遇効果を前向きに検証するには至っていないこと等から，本結果を一般化して実践の場で応用するには，更なる実証的な研究を積み重ねる必要がある。しかし，日本におけるこの分野の研究は欧米先進国と比較すると未熟であり，特に性犯罪少年の処遇方法に関する先行研究は少数であることを考慮すると，本研究において性犯罪少年の特性や性非行の再犯に関係するリスク要因を確認し，性犯罪少年を類型化して，各群に適した処遇方針を考案したことは，非常に先駆的であり，社会的にも学術的にも大きな意義があると考えられる。

よって，著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。